

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	那珂市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	65-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.naka.lg.jp/page/dir001993.html

執行機関名 那珂市長

ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	那珂市ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業実施要綱(平成24年那珂市告示第103号)による訓練促進費及び修了一時金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1の項 那珂市ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業実施要綱(平成24年那珂市告示第103号)による訓練促進費及び修了一時金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第一条	那珂市ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業実施要綱(平成24年那珂市告示第103号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、ひとり親家庭の父又は母の就職先及び生活の安定に資する資格の取得を促進するために養成機関において修業した場合に、その修行期間における経済的負担を軽減することにより、ひとり親家庭の自立促進を図ることを目的として支給する給付金について、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		那珂市ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業実施要綱(平成24年那珂市告示第103号)